

高齢歩行者教育システム・ 自転車シミュレーターの貸し出しについて

北海道では、交通事故防止に向けて、子供や高齢者などのいわゆる交通弱者と呼ばれる歩行者・自転車利用者が安全な行動を実践できるように、参加・体験・実践型の交通安全教育に係る講習会等を実施する機関・団体向けに「高齢歩行者教育システム」及び「自転車シミュレーター」の貸し出しを行っております。

各機材の貸し出しを希望される機関・団体は別紙様式に必要事項を記入し、下記申込書送付先までご送付ください。

また、講習会等の実施後には、実施結果報告書を提出していただきます。

各機材は大掛かりなシステムとなっており、自己負担による運搬又は発送が可能な機関・団体に限り貸し出ししておりますので、予めご了承ください。

なお、講習会の実施に際しては、「新北海道スタイル」安心宣言7つの習慣化にある新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組に十分配慮しながら対応するようお願いいたします。

環境生活部 暮らし安全局 道民生活課（交通安全担当）

申込書送付先（お問い合わせ）

北海道 環境生活部 暮らし安全局 道民生活課（交通安全担当）

〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

TEL 011-204-5219 FAX 011-232-4820

E-Mail kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

(別紙様式1)

高齢歩行者等・自転車事故防止体験講習会開催申込書

令和 年 月 日

北海道環境生活部くらし安全局
道民生活課交通安全担当課長 様

申込者

住所 (所在地)	
市町村名 団体名	
代表者氏名	
電話番号	

講習会を次のとおり開催したいので、機材の貸し出しを申し込みます。

記

講習会名	
貸出希望機材	高齢歩行者システム 自転車シミュレーター
開催日時	
開催場所	
参加予定人数	
装置の貸出を 希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(別紙様式2)

高齢歩行者等・自転車事故防止体験講習会実施結果報告書

令和 年 月 日

北海道環境生活部くらし安全局
道民生活課交通安全担当課長 様

講習会実施者

住所 (所在地)	
市町村名 団体名	
代表者氏名	
電話番号	

次のとおり講習会を開催したので、報告します。

記

講習会名	
貸出機材	
開催日時	
開催場所	
参加人数	
警察署の 対応状況	
特記事項	

- ※1 「警察署の対応状況」欄は、地元警察署（方面本部、駐在所を含む）の講習会における対応内容を記載してください。（例えば、〇〇警察署交通課長挨拶、講話など）
なお、対応のない場合は、空欄にしてください。
- 2 結果報告は、講習会実施後、速やかに環境生活部くらし安全局道民生活課（交通安全担当）に送付してください。

高齢歩行者・自転車利用者事故防止推進事業実施要綱

1 事業の趣旨

近年、交通事故による死者数は減少傾向にあるものの、この中で高齢者の死者数の割合は、非常に高い割合を占めている。

高齢者は加齢による身体能力の低下を自覚しない状況で、無謀な道路横断、交通ルールの無視や不知による事故が多いのが現状である。

また、子供（小学生以下）については、急な飛び出しなど基本的な交通ルールや危険予知能力の欠如により被害に遭うケースが多いことから、より実践的な交通安全教育の実施が求められている。

このため、子供や高齢者などのいわゆる交通弱者と呼ばれる歩行者・自転車利用者が安全な行動を実践できるよう、より効果の高い参加・体験・実践型の交通安全教育を重点的に体験させ事故防止を図ることとする。

2 実施事業の概要

高齢歩行者教育システム及び自転車シミュレーターの各機材を活用した講習会

3 機材の概要

(1) 高齢歩行者教育システムは講習者が大型スクリーン（100インチ）前に設置した仮想道路を横断することにより、車両が接近してくる遠近感や走行速度の目視感覚体験が可能なシステムである。

(2) 自転車シミュレーターは画面の前に設置されている自転車を運転することにより、日常的に遭遇する危険なケースを体験し、危険予知能力を高め、ルールを遵守することの大切さを身につけることができるシステムである。

4 事業実施の方法

講習会は、市町村・交通安全関係団体等に機材を貸し出して実施する。

5 その他

事業内容及び実施時期等については、別途定める。

附則

この要綱は平成31年4月4日から施行する。

附則

この要綱は令和2年（2020年）6月12日から施行する。

高齢歩行者・自転車利用者事故防止体験講習会実施要領

1 目的

高齢歩行者・自転車利用者事故防止体験講習会（以下「講習会」という。）の実施に関し、高齢歩行者・自転車利用者事故防止推進事業実施要綱に定めるほか、この要領により必要な事項を定めるものとする。

2 講習会の実施

講習会は、開催を希望する市町村及び交通安全関係団体等（以下「講習会実施者」という。）に高齢歩行者教育システム及び自転車シミュレーターを貸し出して実施するものとする。

3 講習会受講対象者

講習会の受講対象者は原則として幼児・児童、高齢者及び障がい者とするが一般も可とする。

4 講習会の開催日程の調整

講習会は市町村主催のものを優先し、交通安全関係団体や老人福祉施設等からの講習会希望については、希望の期間に開催が可能な場合対応することとし、環境生活部くらし安全局道民生活課（以下、「道民生活課」という。）が講習会の開催日程の調整を行うものとする。

5 講習会の実施方法

（1）講習会開催申込み

講習会実施者は、高齢歩行者・自転車利用者事故防止体験講習会開催申込書（別紙様式1）により、道民生活課に開催の申込みをする。

（2）機材の貸し出しの決定及び通知

道民生活課は、講習会実施者から開催申込書を受理したときは、開催日程を調整の上、機材の貸し出しを決定し、講習会実施者に通知する。

（3）機材の貸し出し及び返却

機材は原則として講習会実施者へ直接貸し出すものとする。

講習会実施者は、機材を道民生活課が指定する日までに返却する。

また、機材の貸出日程等の都合により、返却に代わり講習会実施者から次の講習会実施者に送付する場合があること。

その場合は、道民生活課が指定する場所、日までに送付するものとする。

（4）実施結果の報告

講習会実施者は、講習会を実施後、速やかに高齢歩行者・自転車利用者事故防止体験講習会実施結果報告書（別紙様式2）を道民生活課に報告する。

6 機材の送付に要する経費負担

(1) 道民生活課から講習会実施者への送付経費は、原則として講習会実施者が負担するものとする。

(2) 講習会実施者から道民生活課への送付経費は、講習会実施者の負担とする。

なお、道民生活課への返送に代わり、別途指示を受けた場所へ送付する場合の送付経費は、講習会実施者の負担とする。

7 その他

講習会実施者は、装置の使用等に当たっては、破損等が生じないように善良な管理者の注意を持って管理するものとし、万一、破損等が生じた場合は、速やかに道民生活課に連絡すること。

附則

この要領は平成31年4月4日から施行する。

附則

この要領は令和2年(2020年)6月12日から施行する。

高齢歩行者教育システム設置例



自転車シミュレーター設置例

